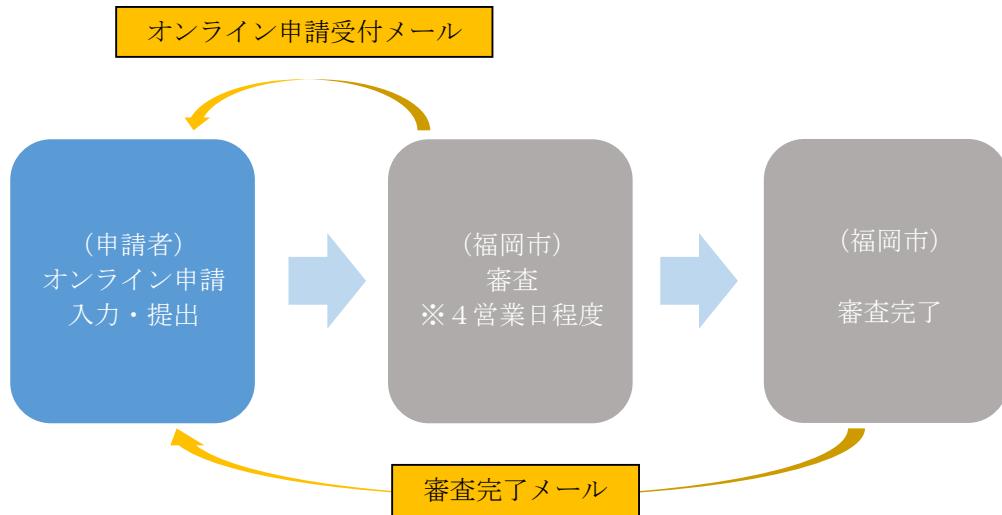


福岡市排水設備指定工事店指定申請（新規・更新）のオンライン提出について

福岡市排水設備指定工事店指定申請（新規・更新）は電子申請システムでの申請を受けております。（窓口提出、郵送提出も可能です。）

1 申請の流れ



※不足資料がある場合は、必要書類がそろってからの審査となります。

1週間以上本市から返信がない場合は、下記までご連絡ください。

道路下水道局 管理部 下水道管理課 TEL092-711-4534

※本市よりメールにて返信を行う場合がありますので、メールの受信設定をされている場合は、次のドメイン指定解除を行ってください。【@city.fukuoka.lg.jp】 【@mail.graffer.jp】

2 審査完了後の流れ

(1) 指定工事店登録通知について

令和8年3月31日（月）に指定工事店登録に関する通知書および納付書（登録手数料2,000円）を郵送（発送）します。（4月上旬に到着予定）

(2) 実務研修会（代表者又は責任技術者のいずれか1名が参加してください）

・日 程：令和8年4月9日（木） 午後

※時間および会場については、指定工事店に送付する上記通知書をご確認下さい。

（日程を変更する可能性があります）

(3) 指定工事店証の交付

・実務研修会後にお渡しします。

※交付時に登録手数料(2,000円)の納付確認を行いますので、納付書の控え（入金確認ができるもの）をお持ちください。納付確認ができない場合は、後日、下水道管理課窓口での交付となります。

3 申請方法

- ①「オンライン提出の書類について（次ページ参照）」に基づき提出書類のファイルを作成してください。
- ②下記の URL を開きログイン※、手順に沿って必要事項の入力、必要ファイルの添付をお願いします。

【オンライン申請システム URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/r8koujiten>



※Google アカウント、LINE アカウント、Graffer アカウントにてログインが可能です。

Graffer アカウントであれば、申請に不備があった際、申請履歴から再申請が可能な為、入力作業が軽減されます。

オンライン提出の書類について

- ・下記の提出書類毎にファイルを分けてから電子申請を行ってください。
- ・提出ファイル毎にファイル容量の上限がありますので、電子申請前に上限を超えていないか確認願います。
ファイル容量上限を超える場合は、窓口提出、郵送提出をご利用ください。

	提出書類	ファイル容量上限	必要書類
①	福岡市排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）	3MB	○
・個人の場合			
	代表者の履歴書（様式2）	3MB	○
	工事経歴書（様式3）	3MB	○
	建設業法に定める様式による財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	10MB	△※1
	財務諸表がない場合の代替書類	10MB	△※1
	代表者の身分証明書	5MB	○
・法人の場合			
②	代表者の履歴書（様式2）	3MB	○
	工事経歴書（様式3）	3MB	○
	建設業法に定める様式による財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書)	10MB	△※1
	財務諸表がない場合の代替書類	10MB	△※1
	定款	10MB	○
	登記事項証明書	10MB	○
	代表者の身分証明書	5MB	○
③	市町村税納税証明書 (福岡市の市税及び営業所所在地市町村の税の滞納がないことの証明)	5MB	○
④	営業所の平面図及び所在地略図（様式5）	5MB	○
	営業所の写真（内観、外観）	10MB	○
	責任技術者名簿（様式6）	3MB	○
⑤	責任技術者の雇用を証明する書類	10MB	△※2
	福岡市排水設備工事責任技術者証	10MB	○
⑥	所有機材調書（様式7）	3MB	○
	所有機材の写真	10MB	○
⑦	代表者の委任状（様式8）	5MB	△※3
⑧	役員名簿（様式9）	3MB	○

※ 1 営業所設立直後等で財務諸表がない場合は財務諸表の代わりとしてAから優先的に提出してください。

A.その他の様式により決算報告が確認できるもの。

B.代表者の確定申告書等（最新のもの）

令和7年度の確定申告書、収支内訳書(令和8年2月～3月に確定申告するものが該当)の写しを添付。

C.法人の場合：法人設立届出書

個人の場合：個人事業の開業届出書

D.代表者の源泉徴収等

※ 2 責任技術者が代表者ののみの場合は提出不要

※ 3 法人で申請する営業所が本店以外の場合に提出